

国立大学法人電気通信大学公印管理規程

制定 昭和42年9月1日
最終改正 令和7年6月19日規程第4号

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）における公印の管理については、法令等に別段の定めがあるものほか、この規程の定めるところによる。

(公印作成等)

第2条 公印の作成、改刻又は廃止は、学長が行う。

(公印の種類及び公印管理者等)

第3条 本学において使用する公印の寸法並びに公印管理者及び公印管守責任者は、別表のとおりとする。

(公印の使用等)

第4条 公印管守責任者は、押印しようとする文書と決裁済みの原議書とを照合したうえで自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。ただし、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守責任者は、その押印に立ち会わなければならない。

2 原議書によりがたい文書であって、主管課長等に承認を得たものについては、公印使用請求願（様式第1号）により公印管守責任者に公印の使用を請求することができる。

3 公印使用請求願は、公印管守責任者が保管する。

第5条 公印管守責任者不在のときは、公印管理者の指名する者が、その職務を行う。

第6条 公印管守責任者が支障がないと認めたときは、その公印の印影を当該文書と一緒に印刷して公印の押印に代えることができる。

(公印簿)

第7条 公印管守責任者は、様式第2号の公印簿を備え、公印の印影を保存しなければならない。

(公印の保管)

第8条 公印管守責任者は、公印が使用されないときは、公印を確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和42年9月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に使用している公印で、別表第1の寸法と異なるものについては、これを改刻するまでの間使用することができる。

附 則 (昭和45年12月1日)

この規則は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月1日)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年4月1日)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年6月5日)

この規則は、平成元年 6 月 5 日から施行し、平成元年 5 月 29 日から適用する。

附 則 (平成2年6月8日)

この規則は、平成 2 年 6 月 8 日から施行する。

附 則 (平成3年6月17日)

この規則は、平成 3 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 (平成4年3月26日)

この規則は、平成 4 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成6年5月16日)

この規則は、平成 6 年 5 月 16 日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成8年5月11日)

この規則は、平成 8 年 5 月 11 日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年1月11日)

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成18年4月19日規程第8号)

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月6日規程第45号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日規程第13号)

この規程は、平成20年3月25日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月20日規程第11号)

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年7月21日規程第56号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日規程第4号)

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年9月28日規程第43号)

この規程は、平成23年9月28日から施行し、平成23年7月20日から適用する。

附 則 (平成25年2月26日規程第119号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規程第125号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月26日規程第46号)

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月24日規程第33号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規程第97号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第63号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月22日規程第17号)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月26日規程第79号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日規程第107号)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月28日規程第13号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月24日規程第18号)

この規程は、平成29年11月24日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第65号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月29日規程第12号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第142号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月14日規程第11号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日規程第76号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月25日規程第35号)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日規程第65号)

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年5月16日規程第5号)

この規程は、令和6年5月20日から施行する。

附 則 (令和6年6月27日規程第10号)

この規程は、令和6年6月27日から施行する。

附 則 (令和7年6月19日規程第4号)

この規程は、令和7年6月19日から施行する。

別表（第3条関係）

印影の名	寸法(mm)	公印管理者	公印管守責任者	備 考
法人大学印	30			
大学印	75			
大学印	30			
法人大学長印	30			
法人大学長印	20			職員証用
学長印	30			
学長印	20	総務企画課長	総務係長	身分証用
理事印	30			
監事印	30			
副学長印	30			
部長印	30			
課長印	20			
広報センター長印	23			
社会連携センター印	28			
社会連携センター長印	23			
財務責任者印	23	財務課長	財務課課長補佐	
資金責任者印	23		出納係長	
契約責任者印	23	経理調達課長	経理調達課課長	
資産管理責任者印	23		補佐	
契約責任者印	23			
レーザー新世代研究センター印	28			
レーザー新世代研究センター長印	23			
産学官連携センター印	28			
産学官連携センター長印	23			
研究設備センター印	28			
研究設備センター長印	23	研究推進課長	研究推進係長	
先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター印	28			
先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター長印	23			
脳・医工学研究センター印	28			
脳・医工学研究センター長印	23			
i - パワードエネルギー・システム研究センター印	28			
i - パワードエネルギー・システム研究センター長印	23			

量子科学研究センター印	28			
量子科学研究センター長印	23			
人工知能先端研究センター印	28			
人工知能先端研究センター長印	23			
ナノトライボロジー研究センター印	28			
ナノトライボロジー研究センター長印	23			
メタネットワーキング研究センター印	28			
メタネットワーキング研究センター長印	23			
量子未来創生デバイス開発センター印	28			
量子未来創生デバイス開発センター長印	23			
マテリアル先端リサーチインフラ事業代表者印	23			
学長印	30	教務課長	教務係長	学生の証明用 学生証用
学長印	20			
大学教育センター印	28			
大学教育センター長印	23			
学長印	30	学生課長	学生係長	学生の証明用(実 習用通学定期証明 書用)
学生支援センター印	28			
学生支援センター長印	23			
保健管理センター長印	23			
キャリア支援センター印	28	学生課長	就職支援係長	
キャリア支援センター長印	23			
国際社会実装センター	28	国際課長	国際企画係長	
国際社会実装センター長印	23			
国際教育センター印	28			
国際教育センター長印	23			
国際交流会館長印	23			
U E C A S E A N 教育研究支 援センター印	28			
U E C A S E A N 教育研究支 援センター長印	23			
U E C 中国教育研究支援センタ ー印	28			

UEC中国教育研究支援センター長印	23			
図書館長印	30			
UECコミュニケーションミュージアム印	28	学術情報課長	情報企画係長	
UECコミュニケーションミュージアム館長印	23			
情報基盤センター長印	23			
法人家長印	23	人事労務課長	人事企画係長	職員の証明用
懲戒委員会委員長印	23			
情報理工学域長印	30	研究科等事務	研究科等事務	
情報理工学部長印	30	課長	第一係長	
大学院情報理工学研究科長印	30			
大学院情報システム学研究科長印	30			

様式第1号（第4条関係）

(元号) 年 月 日

公印使用請求願

公印管守責任者 殿

以下のとおり公印の使用をお願いします。

使用する 印影の名称	
件 数	
件 名	
送付先	
請求者 所属・氏名	

主管課長等承認

様式第2号（第7条関係）

（印 影）

所属機関等の名称	
印影の名称	
印材	
寸法	
公印管理者	
作成年月日	
使用年月日	
廃止年月日	
備考	